

令和3年5月24日

Go To Eat キャンペーンおきなわ 食事券ご利用の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の急速な感染者数の増加に伴い、5月23日（日）緊急事態宣言が発出されたことを踏まえて、今後の Go To イートの事業継続を沖縄県と協議した結果、令和3年5月24日（月）より下記の運用とさせていただきます。

緊急事態宣言の趣旨を十分に汲み取った上ではありますが、下記事項について同意していただいた上で食事券をご利用いただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

内容1 「緊急事態宣言」適用期間における Go To Eat キャンペーンおきなわプレミアム食事券（紙・電子）については、食事券の販売停止および、沖縄県全市町村での食事券*利用を控えていただくようお願いいたします。**（飲食店内での食事券の利用はできません）**

緊急事態宣言：令和3年5月23日（日）～6月20日（日）

*ただし、テイクアウト（持ち帰り）とデリバリー（配達）での利用は可能
※入店をお断りするものではありません。

内容2 上記の内容1について、緊急事態宣言の趣旨（外出自粛の要請）をご理解いただいた上で、ご利用ください。

※プレミアム食事券（紙・電子）は、令和3年6月30日（水）までご利用いただけます。

（事前案内）

先般、農林水産省より Go To Eat キャンペーンに関して「最長12月まで延長」という発表がありました。利用期限の延長期日については都道府県単位で今後、正式に決まります。

Go To Eat キャンペーンおきなわについても現状6月末日までとなっておりますが、食事券販売・利用期限の延長を予定しており、現在進めている農林水産省との協議が整い次第、改めて公式ホームページで発表いたします。

<Go To Eat キャンペーンおきなわ事務局>
<沖縄県>